兵庫県栄養塩類管理計画支援業務公募型企画提案コンペ 募集要領

1 委託業務名

兵庫県栄養塩類管理計画支援業務

2 目的等

- (1) 兵庫県栄養塩類管理計画で栄養塩類増加措置として位置付けがされていない施肥や海底耕うん等の栄養塩類供給方策(以下、「その他の栄養塩類供給方策」という。)について定量的な効果を検証するとともに、新たに位置づける栄養塩類増加措置実施者が増加措置を実施する場合の環境影響の予測評価を行うことを目的とする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、数理モデルによる水質の予測に関して専門的知識を持つ事業者を公募し、企画提案コンペ方式により選定する。

3 概要

(1) 業務内容

「兵庫県栄養塩類管理計画支援業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型企画提案コンペにより提案を受け、事業者を選定後、必要に応じて仕様を追加・変更した後、契約を締結する。

追加・変更する業務内容については、選定事業者と兵庫県が協議し、定めることとする。

(2) 業務実施期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日まで

(3) 事業費(委託費)

9,900 千円 (税込) 以内

4 応募要件

- (1) 財務規則 (昭和 39 年兵庫県規則第 31 号) 第 81 条の 3 に定める兵庫県の物品関係入 札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の 入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者。
- (5) 兵庫県の指示及び状況の変化等に柔軟に対応できる者。
- (6) 単独企業(団体)による者。

5 提出方法

- (1) 参加申込

 - **イ 方法** 参加申込書(様式1)を下記8の担当課あて電子メールで送信の上、電話でメールの受信を確認すること。

(2) 提案書等の提出

- 7 提出期間 令和5年12月18日(月)から令和5年12月28日(木)まで
- イ 提出場所 下記8のとおり

※提出日時を事前に連絡すること。

ゥ 提出資料

① 提案書(以下の内容を含むもの)6部

提案意図、数理モデルの概要(海域や潮流の再現方法、予測範囲、格子間隔、層分割、数理モデルの計算方法、計算項目、予測結果のイメージ)、栄養塩類供給の定量的効果の検証方法(その他の栄養塩類供給方策の定量的効果の検証方法)、水質の状況の調査・分析・評価手法の提案の検討方法、検討会の概要(有識者の候補者名、実施スケジュール)

※A4版両面、20ページ(10枚)以内(表紙含む)、縦又は横

- ② 経費見積(内訳)書 原本1部 写し5部
- ③ 会社概要 2部

(3) 説明会

実施しない。

(4) 質疑

不明な点は電話、電子メール等で令和5年12月21日(木)午後5時までに問い合わせること。公平性確保のため、他の参加予定者に質疑内容を公開する場合がある。

(5) プレゼンテーション

必要に応じ実施する場合がある。実施する場合の日時等については、別途通知する。

6 審査・選定等

(1) 審査・選定

7 審査委員会において、提案内容、実施体制等を総合的に判断し、最も優れた事業者 を選定する。審査は、原則として書面審査とし、必要な場合のみプレゼンテーショ ンを実施する。

イ 事業者を選定後、提案内容について協議・調整を行った上で、契約を締結する。

(2) 審査結果の通知

応募者全員に審査結果を通知する。

7 その他

- (1) 適当な提案がない場合は、再提出を求めたり、選定を見合わせたりすることがある。
- (2) 提案内容に関する事項その他仕様書に定めのない事項については、兵庫県の指示に従うこと。
- (3) 採用された提案内容や、全ての制作物の著作権については、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県の判断で自由に使用し、また、使用させることが出来るものとする。また、その使用については、期限がないものとする。
- (4) 制作物については、著作権の侵害が発生しないようにし、第三者との間に著作権に 係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら兵庫県の責めに帰す場合 を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (5) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 共同企業体での参加は認めない。
- (8) 選定後の業務の実施に際しては、受託者と兵庫県で十分協議を行って進めるものとし、受託者の判断で内容を変更する場合は、兵庫県の承認をあらかじめ受けなければならない。
- (9) 事業者選定後、契約締結までの間に選定者が入札参加資格制限に該当した場合又は 兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (10) 契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (11) 契約条項等は、下記8の担当課において閲覧に供する。

8 提出先・問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(第1号館2階)

兵庫県環境部水大気課里海再生班

電話 078-362-3468 FAX 078-362-3966

email mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp